

中間前金払制度の活用促進に係る取扱いについて（改正）

1 中間前金払認定請求の確認方法

中間前金払の認定資料は、建設工事請負契約約款第36条第6項に基づく工事履行報告書をもって足りるものとする。

ただし、工事履行報告書は、月報を標準としているため、例月の提出及び監督職員による確認がなされていない場合にあつては、工事履行報告書に加えて「概算出来高金額及び数量を記入した積算内訳書（任意様式）」を提出させることにより確認することとする。

2 中間前金払と部分払の選択制

中間前金払と部分払の選択制について、建設工事請負契約約款取扱要綱第36条関係第1号及び第2号により、以下のとおり取扱う。

- (1) 契約締結時における中間前金払と部分払の選択は、原則として中間前金払を選択することを受注者に推奨するものとする。
- (2) 受注者が契約締結時に中間前金払（部分払）を選択していない場合であっても、部分払（中間前金払）の請求を行う前であれば中間前金払（部分払）に選択を変更できるものとする。

なお、その手続は次によるものとする。

イ 受注者からの選択変更の申し出は、別記様式第1号により行うものとする。

ロ 上記の申し出があつた場合、発注者は速やかに契約変更を行うものとする。この場合、契約変更書には別記様式第2号を添付するものとする。

3 当初請負代金額の変更に伴う取扱い

中間前金払を選択している契約について請負代金額を変更（増額・減額）した場合、変更後請負代金額に応じて請求できるものとする。この場合、契約変更書には様式第2号の2を添付するものとする。

4 実施時期

本通知の取扱いは、令和5年10月1日以降、改正後の約款により契約締結されたものから適用する。